

別 表 1

料金分類	料金項目	料金額
加入金	加入契約料	50,000円 (税込54,000円)

※ 加入契約料には、標準引込工事費が含まれております。
※ 表記料金は特に記載のある場合を除き全て税抜きです。

（利用料）			
料金分類	料金項目	料金額	備 考
基本放送利用料	基本コース	2,200円 (税込2,376円)	(月額)
多チャンネル放送利用料	セレクト 【音楽・アニメ】コース 【ドラマ】コース 【映画ドキュメンタリー】コース	3,124円 (税込3,373円)	(月額/1コンバータ)
	C.Sコース	3,791円 (税込4,094円)	(月額/1コンバータ)
	劇スポコース	3,791円 (税込4,094円)	(月額/1コンバータ)
	ハッピーコース	4,743円 (税込5,122円)	(月額/1コンバータ)
	端末追加	2,000円 (税込2,160円)	2台目以降のレンタルするコンバータ(月額/1コンバータ)
	楽録HDDテラ	1,200円 (税込1,296円)	多チャンネル放送利用料に追加(月額/1コンバータ)
	楽録ブルーレイ	2,000円 (税込2,160円)	多チャンネル放送利用料に追加(月額/1コンバータ)
	スマートステーション	1,112円 (税込1,200円)	多チャンネル放送利用料に追加(月額/1コンバータ)

※ 表記料金は特に記載のある場合を除き全て税抜きです。
※ コンバータの販売は、平成28年7月末日をもって終了いたしました。
※ BSコースは、平成28年9月末日をもってセレクト【映画・ドキュメンタリー】コースと統合し終了いたしました。
※ 利用料金の年払・半年払の新規受付は、平成28年9月末日をもって終了いたしました。

（セット割）			
割引分類	料金項目	割引額	備 考
トリプル割	ハッピーコース・劇スポコース・CSコース＋TAC-ネット※1＋ケーブルプラス電話	762円 (税込822円)	
	セレクトコース＋TAC-ネット※1＋ケーブルプラス電話	572円 (税込617円)	
	基本コース＋TAC-ネット※1＋ケーブルプラス電話	286円 (税込308円)	
ネット割	ハッピーコース・劇スポコース・CSコース＋TAC-ネット※1	667円 (税込720円)	
	セレクトコース＋TAC-ネット※1	477円 (税込515円)	
	基本コース＋TAC-ネット※1	191円 (税込206円)	
でんわ割	ハッピーコース・劇スポコース・CSコース＋ケーブルプラス電話	191円 (税込206円)	
	セレクトコース＋ケーブルプラス電話	191円 (税込206円)	
	基本コース＋ケーブルプラス電話	191円 (税込206円)	
	TAC-ネット※1＋ケーブルプラス電話	191円 (税込206円)	

※1 TAC-ネットはベイスックコース、またはファーストコースをご利用の方が条件です。
※ 表記料金は特に記載のある場合を除き全て税抜きです。
※ 次の条件を満たす方は、自動的にセット割が適用されます。
・当社テレビサービス、TAC-ネット※1、ケーブルプラス電話のいずれか2つ以上のサービスをご利用の方
・テレビサービスをご利用の場合、利用料が月払いの方
・すべての利用料のお支払口座が同一であること
・対象サービスに同一名義で加入されており、かつ同一一般地にてご利用の方
※ 基本コースは、一般加入における利用者に限る

（有料放送番組）			
料金分類	料金項目	料金額	備 考
有料放送番組	スターチャンネル 1・2・3	2,300円 (税込2,484円)	(月額/1コンバータ)
	レジャーチャンネル	900円 (税込972円)	(月額/1コンバータ)
	グリーンチャンネルHD・2HD	1,200円 (税込1,296円)	(月額/1コンバータ)
	衛星劇場 HD	1,800円 (税込1,944円)	(月額/1コンバータ)
	東映チャンネル HD	1,500円 (税込1,620円)	(月額/1コンバータ)
	フジテレビONE・TWO・NEXT	1,500円 (税込1,620円)	(月額/1コンバータ)
	フジテレビNEXT ライブ・プレミアム	1,200円 (税込1,296円)	(月額/1コンバータ)
	SPEEDチャンネル	900円 (税込972円)	(月額/1コンバータ)
	レインボーチャンネル	2,300円 (税込2,484円)	(月額/1コンバータ)
	パラダイステレビ	2,000円 (税込2,160円)	(月額/1コンバータ)

料金分類	料金項目	料金額	備 考
有料放送番組	レインボーチャンネルパラダイステレビ	2,690円 (税込2,905円)	(月額/1コンバータ)
	J SPORTS4 HD	1,300円 (税込1,404円)	(月額/1コンバータ)
	J SPORTS1・2・3・4 HD	2,287円 (税込2,469円)	(月額/1コンバータ)
	テレ備チャンネルドラマバラエティアニメ	600円 (税込648円)	(月額/1コンバータ)
	V☆パラダイス	700円 (税込756円)	(月額/1コンバータ)
	KNTV HD	2,500円 (税込2,700円)	(月額/1コンバータ)
	アニマックス HD	739円 (税込798円)	(月額/1コンバータ)
	時代劇専門チャンネル HD	700円 (税込756円)	(月額/1コンバータ)
	日本映画専門チャンネルHD	700円 (税込756円)	(月額/1コンバータ)
	Mnet HD	2,300円 (税込2,484円)	(月額/1コンバータ)
	Hテレジータス HD	900円 (税込972円)	(月額/1コンバータ)
	日経CNBC	900円 (税込972円)	(月額/1コンバータ)

※ 表記料金は特に記載のある場合を除き全て税抜きです。

別 表 2 （常滑市セントレア4丁目に適用する）

別 表 3

料金分類	料金項目	料金額	備 考
加入金	加入契約料	60,000円 (税込64,800円)	
基本料金	1引込	10,000円 (税込10,800円)	(月額)
	1端子	2,000円 (税込2,160円)	(月額)

※ 加入契約料には、標準引込工事費20,000円(税込21,600円)が含まれています。
※ 有料放送番組については、甲乙で協議し、決定する。
※ 表記料金は特に記載のある場合を除き全て税抜きです。

別 表 3		
当社が加入者個人情報を委託する事業者	平成28年10月1日現在	
常滑地区		
青木電気工業(株)	(有)佐野電機商会	常滑電化センター
eでんきトコナメ	サンエーデンキ	(有)中山電気
eでんきムラカミ	スズキテレビ商会	野田電化センター
eでんきヤマザキ	青海でんき	古川電気商会
(有)幾世電気	(有)星和デンキ	ミドリ電設
岩田電設	(株)タデック	八木電気商会
(株)OKADEN	田中電工社	安原電気
くわやまむせん	タニカワテレビ	やま芳電気
佐々木電気商会	(資)デンキのサカエ堂	
武豊地区		
(有)アワーズ武豊	サンデー家電サービス	藤本電気商会
岩田電機商会	重吉電気	マセ電気商会
(有)でんきょうしゃ	(有)竹内でんき商会	丸福電気店
尾関電機 武豊店	長友電気商会	モミヤマデンキ
海軍堂	ナカムラ電化	八幡屋電化センター
カミヤ電器	HALSいとう	
サカエ電気	久松電気工事	
美浜地区		
浅井電気	片岡電気商会	(有)丸西電器店
愛東電工社	中村電器 河和店	モリギデンキ
安達ラジオ店	浜電気	柳電機㈱河和店
(有)内山電気商会	(有)マツノ電気設備	横田電気商会
南知多地区		
青山住宅設備	電化のニシダ内海店	(有)久富電気
いえだでんき	橋本電機	丸五電気商会
磯部電器	服部電気商会	柳電機㈱
城東電気工事㈱	服部電気工事	ライト電気工事
高橋電気商会	浜口電気商会	渡辺電気商会
田中電器	(有)林電機	
その他		
あいち知多農業協同組合	住友電気工業(株)	(株)フジクラ
(株)インフォム	(株)チタツウ	三菱電機(有)メソコネットワーク(株)
(株)シーテック	(有)中部ビジネスサポート	(株)和翔
システム建設(株)	中部ワークス(株)	(株)AZプロジェクト
シンクレイヤ(株)	(有)藤和通信	(株)SHOEI

浅井電気	片岡電気商会	(有)丸西電器店
愛東電工社	中村電器 河和店	モリギデンキ
安達ラジオ店	浜電気	柳電機㈱河和店
(有)内山電気商会	(有)マツノ電気設備	横田電気商会

青山住宅設備	電化のニシダ内海店	(有)久富電気
いえだでんき	橋本電機	丸五電気商会
磯部電器	服部電気商会	柳電機㈱
城東電気工事㈱	服部電気工事	ライト電気工事
高橋電気商会	浜口電気商会	渡辺電気商会
田中電器	(有)林電機	
その他		
あいち知多農業協同組合	住友電気工業(株)	(株)フジクラ
(株)インフォム	(株)チタツウ	三菱電機(有)メソコネットワーク(株)
(株)シーテック	(有)中部ビジネスサポート	(株)和翔
システム建設(株)	中部ワークス(株)	(株)AZプロジェクト
シンクレイヤ(株)	(有)藤和通信	(株)SHOEI

知多半島ケーブルネットワーク株式会社

知多半島ケーブルネットワーク株式会社加入契約約款

知多半島ケーブルネットワーク株式会社（以下「甲」という。）とCATV事業施設によりサービス提供をうけるもの（以下「乙」という。）との間に締結される契約（以下「加入契約」という。）は、次の条項によるものとします。なおこの約款において使用する用語は、放送法（平成23年6月30日施行以下「法」といいます）において使用する用語の例によるほか、それぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 有線テレビジョン放送サービス	テレビ放送サービスを総称していいます。(以下「サービス」といいます)
2 加入契約	甲の放送サービスの提供を受けることを目的として締結される加入契約
3 基本放送番組	地上波放送番組
4 多チャンネル放送番組	BS放送番組・CS放送番組
5 有料放送番組	BS有料放送番組・CS有料放送番組
6 加入申込者	甲に加入契約の申込みをした者
7 コンバータ	放送サービスを視聴するために必要な方式による受信機器
8 B-CASカード	地上波放送、BS放送用ICカード
9 C-CASカード	CSサービス用ICカード
10 EPG	電子番組表 (Electronic Program Guide)の略称。甲は電波の隙間を使って番組表データを送出、乙はコンパターで受信し、テレビの画面に番組表を表示することができます。

別 表 2 （常滑市セントレア4丁目に適用する）

別 表 3

第1条
甲は、サービス提供地域（以下「業務区域」という。）において、サービス提供に必要な全施設を設置するとともに、その維持及び運営にあたるものとします。また、乙に次のサービスを提供します。
(1) テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再送信する業務。
(2) FM放送事業者のFM放送を再送信する業務。
(3) 乙の受信機の設置場所が属する地域に、自主放送サービス番組の提供を行う業務。
この自主放送サービス番組の内容については、基本放送番組・多チャンネル放送番組・有料放送番組とします。
(4) 多チャンネル放送番組は、基本放送番組への付加サービスとし、有料放送番組は多チャンネル放送番組の付加サービスとします。但しWOWOWの有料放送は含みません。
(5) 基本利用料金以外の有料によるWOWOWの放送を同時に再送信するサービス。

第2条（契約の単位）
加入契約は、同一一般地内の世帯ごとに行い、引込線1回線ごとに締結するものとします。ただし集团加入者については、別途定めるものとします。

第3条（契約の成立）
加入及び加入契約は、乙が、あらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書兼契約書に所要事項を記入のうえ甲に提出し、甲がこれを受理したときに成立するものとします。
2 乙は、甲の業務を行うための施設の設置について、あらかじめ地主、家主その他の利害関係人の承諾を得ておくものとし、甲は、このことに対し、後日問題が生じた場合があっても一切その責任を負わないものとします。

第4条（料金）
乙は、別表に掲げる加入金等を甲に支払うこととします。
(1) 加入契約時に加入契約料を支払うものとします。
(2) 月額利用料は1日から末日までを1ヶ月とする単位で計算し、初めてサービスの提供を受けた日の属する月の翌月分からの月額利用料を毎月20日に支払うものとします。料金は利用期間が1ヶ月に満たない場合でも日割り計算はせず、1ヶ月分をお支払いいただきます。
(3) 有料放送番組の料金は1日から末日までの1ヶ月を単位として計算し、このサービスの提供を受けた場合には、前号の月額利用料の他に、それぞれの有料放送番組の料金を支払うものとします。なお利用期間が1ヶ月に満たない場合であっても日割り計算はせず、1ヶ月分をお支払いいただきます。
(4) 加入契約料及び月額利用料には、放送法に基づく日本放送協会（以下「NHK」という）の放送受信料及び衛星放送受信料は含まれておりません。従って乙は別途NHKに放送受信料及び衛星放送受信料を支払うものとします。
(5) 主たる契約にコンバータを追加して甲の放送サービスを利用する場合、追加するコンバータに主たる契約より月額利用料の高い視聴コースを設定することはできません。
2 甲が第1条に定める全ての業務を1日から末日までの1ヶ月のうち引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金（2ヶ月にわたり10日以上行わなかった場合は初月分）は第4条の規定にかかわらず無料とします。
3 物価の変動・設備の更新等の事由により甲が諸料金を改定した場合は、乙は改定された金額を甲に支払うものとします。

第5条（料金の支払方法）
乙が甲に支払う金額の支払い方法は口座振替とし、その他乙と甲との合意に基づく方法によるものとします。
2 甲は、乙に対して請求書及び領取書の発行は行わないものとします。

第6条（コンバータの利用について）
甲は多チャンネル放送番組、有料放送番組のサービスを受ける乙に、コンバータ及び付属品を販売または貸与します。販売または貸与を受けた乙は、使用料として別表1・2に掲げる料金を甲に支払うこととします。
2 コンバータを貸与された乙は使用上の注意事項を遵守し、コンバータ及び付属品を維持管理するものとします。
3 コンバータを貸与された乙はコンバータ及び付属品を故意または過失により破損あるいは紛失した場合、修理、補填に要する費用を甲に支払うものとします。
4 コンバータを貸与された乙は加入契約の解約あるいは解除の場合、貸与されたコンバータ及び付属品を速やかに甲に返却するものとします。
5 乙が購入されたコンバータは設置工事完了日から1年間保証するものとし、この保証期間内において故障が生じた場合、甲が無償にて修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。但し天災・事変など不可抗力による場合、及び乙の故意または過失により破損あるいは紛失した場合はこの限りでないものとします。
6 乙が購入されたコンバータが前項に定める保証期間終了後に故障した場合、その修理に要する費用を甲に支払うものとします。
7 乙は甲が必要に応じて行うコンバータのバージョンアップ作業に同意するものとします。

第7条（B-CASカードの取扱いについて）
BS放送用ICカード（以下「B-CASカード」という。）に関する取扱いについては、株式会社ピーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

第7条の2（C-CASカード）
コンバータを利用する場合にC-CASカードを必要とすることがあります。この場合、コンバータを利用する者に、甲はC-CASカードを貸与するものとします。また、甲は必要に応じて、乙にC-CASカードの交換及び返却を請求できるものとします。
2 C-CASカードは甲に帰属し、甲の手配による以外のデータ追加、変更、改竄を禁止し、それらが行われたことによる甲及び第三者に及ぼされた損害、利益損失については、乙が賠償するものとします。
3 乙は故意又は過失によりC-CASカードを破損又は紛失した場合、甲にその旨を速やかに届け出るものとします。甲は届出を受理した後、当該C-CASカードを無効とします。この場合、乙は修理、補填に要する費用を甲に支払うものとします。また、届出が受理される以前に、第三者によりC-CASカードが使用された場合、それに係る料金は乙が負担するものとします。
4 甲はC-CASカードを再発行することを適当と認められる場合に限り、その再発行を行うものとします。この場合、乙はC-CASカード再発行手数料を支払うものとします。
5 乙は第17条及び第18条に定める加入契約の解約又は解除において、甲から貸与されたC-CASカードを直ちに返却するものとします。

第8条（施設の設置及び費用の負担等）
甲の業務に必要な施設の設置工事並びに保守は、甲または、甲の指定する業者が行うものとします。
2 乙は、移設・増設工事等CATV事業施設を改変する場合は、甲にその旨文書にて申し出るものとし、変更に要する費用は、乙が負担するものとします。また、これに伴う工事は、甲または甲が指定する業者が行うものとします。
3 甲は、乙が甲に無断で増設工事等甲の施設を改変することを禁止するものとします。

第9条（責任及び免責事項）
甲は、放送センターから屋外保安器までのCATV事業施設について、維持管理責任を負います。
2 乙は、甲が施設管理上、必要となるサービスの一時停止を、乙に通知することなく行うことを承認するものとします。

第10条（便宜の提供）
乙は、甲または甲の指定する業者が設備の検査・修理を行うため、乙の敷地・家屋・構築物等への出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

第11条（放送内容の変更）
甲は、やむを得ぬ事情による場合、事前に告知した放送内容を変更できるものとし、それに伴う損害賠償には、応じないものとします。

第12条（故障）
甲または甲の指定する業者は、甲から乙に提供するサービスの受信施設に異常がある旨申し出があった場合は、すみやかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、受信異常が乙の所有する受信設備及び受信機に起因する場合は、この限りではありません。
2 乙は、甲の提供するサービスの受信施設に異常を来たしている原因が乙の設備による場合は、その設備の修復に要する費用を負担するものとします。
3 乙は、乙の故意または過失により、甲の提供するサービス施設に故障または紛失が生じた場合は、その施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第13条（B-CASカードの異常による故障）
B-CASにより乙に貸与されたB-CASカードの機能不全により視聴障害が発生した場合は、B-CASが定めた「ピーキャス（B-CAS）カード使用許諾契約約款」に基づき、B-CASの責任において正常なカードとお取替えがなされます。

第14条(一時停止)
乙は、甲のサービスの利用の一時停止またはその再開を希望する場合には、すみやかに甲にその旨文書にて申し出るものとします。これにより利用を停止した時は、1日から末日までの1ヶ月を単位とし、停止した日の属する月の翌月から、再開した日の属する月の前月までの期間の料金は、第4条の規定にかかわらず無料とします。
2 乙は、停止期間中は、甲から貸与されているコンパータ及びリモコン等付属品の全てを、甲へ返却するものとします。

第15条(設置場所等の変更等)
乙は、当該業務区域内に限り、テレビジョン受信機及び受信機の設置場所を変更することができるものとします。
2 乙は、前項の規定によりテレビジョン受信機の設置場所を変更しようとする場合、甲にその旨文書で申し出るものとし、これにともなう移転作業は、甲または甲の指定する業者が行うものとします。
3 乙は、前項の変更に必要な費用を負担するものとします。

第16条(名義変更)
次の場合において乙の異動が生ずるときは、甲の同意を得て、新乙は旧乙の名義を変更することができるものとします。
(1) 相続または法人の権利義務承継の場合
2 新乙が加入契約に定める旧乙の受信機の設置場所において、甲のサービスの提供を受けることについて旧乙の権利義務を承継する場合
2 前項の規定により名義を変更しようとする時は、新乙は、文書にて申し出るものとします。

第17条(加入契約の解約)
乙は、加入契約を解約しようとする場合は、すみやかに甲にその旨を文書にて申し出るものとします。
2 乙は加入契約を解約した場合、甲から貸与されているコンパータ及びリモコン等付属品の全てをすみやかに撤去し、甲に返却するものとします。
3 甲は、契約を解約する場合は、次に定める割合に従って加入契約料を返戻します。
(1) サービスの開始日から1年未満の解約の場合
契約時に支払った加入契約料の50％
(2) サービスの開始日から2年未満の解約の場合
契約時に支払った加入契約料の20％
4 加入契約が解除になった場合の基本利用料について、すでに支払われた月払の基本利用料については、甲は乙に返却しないものとします。ただし、年払・半年払の利用料前納分については、経過期間に相当する月額利用料を差引いた残金を返金します。

第18条(加入契約の解除)
甲は、乙が加入契約料及び月額利用料の支払いを2か月以上延滞した場合、またはこの約款に定める事項に違反する行為があったと認める場合には、甲は乙に催告の上サービスの提供の停止または加入契約の解除ができるものとします。
2 甲は解除対象加入者の甲から貸与されているコンパータ並びに付属品の全てをただちに撤去します。
3 延滞により止むを得ず甲が業務を行うための施設撤去を行った場合、乙は加入契約料及び利用料延滞分の支払い後、その撤去費用と施設復旧工事等に係る費用を負担するものとします。

第19条(加入申込書兼契約書記載事項の変更)
乙は、加入申込書兼契約書に記載した事項またはサービスの内容について変更を希望する場合には、その旨文書にて甲に申し出るものとします。甲は乙からの申し出を受けた後、甲はすみやかに変更された契約内容に基づいたサービスを提供します。

第20条(放送サービスの上映及び頒布の禁止)
乙は、加入契約はもとよりその終了後であっても、乙が甲のサービスを公に上映すること、又はその複製物を頒布することを対価の有無にかかわらず禁止します。

第21条(不正利用の禁止)
甲は、乙が加入申込書に記載した以外の場所でコンパータを接続してサービスの提供を受けることを不正視聴として禁止します。
2 甲は乙が前項に違反した場合、その状況に応じた利用料金相当額を請求できるものとします。

第22条(禁止事項)
甲から貸与されているコンパータ並びに付属品の全てを、乙が他人に貸与、質入れまたは譲渡することを禁止します。
2 甲は、乙が直接間接を問わず、コンパータの本体並びにソフトウェアにつき、複製、改造、変造、解析などを行うことを禁止します。
3 甲は、乙が第1項又は第2項に違反したと認めた場合、本契約を解除し、甲から貸与されているコンパータ並びにその付属品の全ての返還請求ができるものとします。この場合、乙は甲からの返還請求日より起算し、10日以内に返却する義務を負います。尚、甲は不正受信者に損害賠償の請求ができるものとします。又、期間を経過して甲から貸与されているコンパータ並びに付属品の全ての返却がない場合は、これらの代金相当額を請求できるものとします。

第23条(天災・事変に関する事項)
施設には保安装置が備えつけられていますが、落雷により乙のテレビジョン受信機が破損した場合は、甲の責任外とします。
2 天災・事変など不可抗力により甲の施設が壊損した場合は、甲の責任外とします。

第24条(加入者個人情報の取り扱い)
甲は、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、個人情報の保護に関する基本方針(平成16年4月2日閣議決定)、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針(平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という)に基づくほか、甲が指針第28条に基づいて定める基本方針(以下「宣言書」という)及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2 甲の「宣言書」には、甲が保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人(以下「本人」という)が甲に対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これを甲の店頭及びホームページにおいて公表します。
3 甲は、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第25条(加入者個人情報の利用目的)
甲は、第1条に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
(1) サービス契約の締結
(2) サービス料金の請求
(3) サービスに関する情報の提供
(4) サービス向上を目的とした視聴者・加入者調査
(5) 貸与(受信)装置や配線の設置及びアフターサービス
(6) サービス状況等に関する各種統計処理
(7) サービスの提供に関連しての第三者への提供(第3項に該当する場合に限る)
2 甲は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、前項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
(1) 法令に基づく場合
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力が必要である場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
3 甲は、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。ただし、前項各号に定める場合には、この限りではありません。
(1) 本人が書面等により同意した場合
(2) 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は宣言書に定めて本人が容易に知り得る状態においたとき
ア 第三者への提供を利用目的とすること
イ 第三者に提供される加入者個人情報の項目
ウ 第三者への提供の手段又は方法
エ 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
(3) 第26条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
(4) 第27条の規定により加入者個人情報の取り扱いを委託する場合
4 甲が、前項により加入者個人情報を提供する第三者は、別表3のとおりです。

5 甲は、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理(以下「加入者個人情報の安全管理」という)のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
6 甲は、本人から、甲が保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なくこれを通知します。ただし、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではなく、利用目的を通知しない場合は、その旨を本人に対して通知します。
(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他権利利益を害するおそれがある場合
(2) 甲の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
(3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要があるあって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第26条(加入者個人情報の共同利用)
甲は、前条第1項に定める目的で取り扱う個人情報のうち宣言書で定めるものを、その目的を達成するために、甲の代理人(店)が行う業務に必要な範囲内で、甲の代理人と共同して利用します。
2 甲は、第3条第1項から第2項までの規定に基づいて契約申し込みを承諾しなかった場合、又は第18条第1項若しくは第2項の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及び甲の代理人と共同して利用することがあります。この場合において、当該情報の利用目的は、第3条第1項又は第18条第1項若しくは第2項の要件に該当するか否かの判断に限ります。
3 共同して利用する加入者個人情報の管理の責任は、前条第1項の場合においては甲及び甲の代理人が、並びに前項の場合においては、甲、甲の代理人及び他の放送事業者が、自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。なお、管理の責任を負う者の氏名又は名称は宣言書に定めます。

第27条(加入者個人情報の取り扱いの委託)
甲は、加入者個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。
2 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。
3 甲は、前条第1項の委託先との間で、第25条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取り扱いを再委託する場合には第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

第28条(安全管理措置)
甲は、加入者個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理のため、加入者個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取り扱いの管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第29条(本人による開示の求め)
本人は、甲又は甲の代理人に対し、宣言書に定める手続きにより、甲が保有する、本人に係る加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
2 甲及び甲の代理人は前項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により(本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする)当該情報を開示します。ただし、開示することにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
(2) 甲又は甲の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
(3) 他の法令に違反することとなる場合
3 甲は、前項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し、遅滞なく、理由を付して文書で通知します。

第30条(本人による利用停止等の求め)
本人は、甲が保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、宣言書に定める手続きにより、甲又は甲の代理人(店)に対し、次に掲げる求めを行うことができます。
(1) 甲が保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
(2) 加入者個人情報の利用の停止
(3) 加入者個人情報の第三者への提供の停止
2 甲は、前項の求めに理由があると認めたときは、遅滞なく、必要な措置をとります。
3 甲又は甲の代理人は、前項によりとった措置の内容(措置をとらない場合はその旨)及びその理由を、本人に対し、遅滞なく、文書により通知します。

第31条(苦情処理)
甲は、加入者個人情報の取り扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。
2 前項の苦情処理の手続きは宣言書に規定します。

第32条(本人が行う求め及び苦情等の受付窓口)
甲は、第25条第6項、第29条第1項又は第30条第1項に基づく求め、第31条に基づく苦情の受付、その他個人情報の取り扱いに関する問い合わせについては、宣言書に掲載された窓口において受け付けます。

第33条(定めなき事項)
この約款に定めなき事項あるいは約款の解釈に疑義が生じた場合は、甲および乙が誠意を持って協議の上、解決にあたるものとします。

第34条(約款の改正)
甲は、この約款を放送法に基づき、総務大臣に届け出て改定することがあります。
なお、約款の内容が改定されたときは、乙との以後の契約条件は改定された約款によるものとします

付則 甲は、特に必要があるときは、この約款に特約を付することができるものとします。
2 難視聴補償に関する加入及び利用契約約款は、別途定めるものとします。
3 この約款は平成2年11月9日より実施します。

付則 この約款は平成12年12月1日から施行します。

付則 この約款は平成15年12月1日から施行します。

付則 この約款は平成16年4月1日から施行します。

付則 常滑市セントレア4丁目の料金について、別表2を定めます。
2 この約款は平成17年2月1日より実施します。

付則 この約款は平成17年4月1日から施行します。

付則 美浜地区、南知多地区、武豊地区の料金について、別表を定めます。
2 株式会社とこなめニューテレビは平成17年7月1日より知多半島ケーブルネットワーク株式会社に変更。
3 この約款は平成17年7月1日から実施します

付則 この約款は平成20年2月10日から実施します。
ただし、第4条2項の口座振替日に関しては、平成20年3月の口座振替より適用します。

付則 この約款は平成20年4月1日から施行します。

付則 この約款は平成20年8月1日から施行します。

付則 この約款は平成21年4月1日から施行します。

付則 この約款は平成22年9月1日から施行します。

付則 この約款は平成22年12月1日から施行します。

付則 この約款は平成23年4月1日から施行します。

付則 この約款は平成23年7月1日から施行します。

付則 この約款は平成24年4月1日から施行します。

付則 この約款は平成25年2月1日から実施します。

付則 この約款は平成25年9月1日から実施します。

付則 この約款は平成26年4月1日から実施します。

付則 この約款は平成27年4月1日から実施します。

付則 この約款は平成28年4月1日から実施します。

付則 この約款は平成28年10月1日から実施します。

<利用料>

平成 28 年 10 月 1 日現在

料金分類	料金項目	料金額		備 考
基本放送利用料	基本コース	半年払	13,200円 (税込14,256円)	
		年 払	26,400円 (税込28,512円)	
多チャンネル 放送利用料	セレクト 【音楽・アニメ】コース 【ドラマ】コース 【映画・ドキュメンタリー】コース	半年払	18,368円 (税込19,837円)	コンバータを レンタルする場合
		年 払	35,986円 (税込38,864円)	
	CSコース	半年払	22,288円 (税込24,071円)	コンバータを レンタルする場合
		年 払	43,666円 (税込47,159円)	
	劇スポコース	半年払	22,288円 (税込24,071円)	コンバータを レンタルする場合
		年 払	43,666円 (税込47,159円)	
	ハッピーコース	半年払	27,888円 (税込30,119円)	コンバータを レンタルする場合
		年 払	54,638円 (税込59,009円)	

※ 表記料金は特に記載のある場合を除き全て税抜きです。

※ 加入契約約款 第17条4項における、「年払・半年払の利用料前納分の経過期間に相当する月額利用料を差引いた残金」の算定は表記の利用料に基づいて行う。